

第三十八條の十四の次に次の一条を加える。
(受理官庁による優先権の回復の効果等)

第三十八條の十四の二 特許庁長官は、規則の(c)及び(d)の規定により規則の規定に基づく受理官庁による優先権の回復の決定がその効力を有しないものとするときは、当該優先権の主張を伴う国際特許出願の出願人に対しその旨及びその理由を通知しなければならない。

2 国際特許出願の出願人は、特許庁長官が前項の規定による通知に際して指定した期間内に限り、意見書を提出することができる。
3 前項の意見書は、様式第五十二の二により作成しなければならない。

4 国際特許出願については、規則の(f)の規定は、適用しない。

第七十條第一項及び第二項中「第十四條第一号ロ」を「第九條第一号ロ」に改め、同条第三項中「第十四條第一号ハ」を「第九條第一号ハ」に改め、同条第四項及び第五項中「第十四條第一号二」を「第九條第一号二」に改める。

第七十一條第一項中「第十四條第二号イ」を「第九條第二号イ」に改め、同条第二項中「第十四條第二号ロ」を「第九條第二号ロ」に改め、同条第三項中「第十四條第二号ハ」を「第九條第二号ハ」に改める。
第七十二條第一項中「第十五條」を「第十條」に改める。

第七十四條中「第十五條」を「第十條」に改め、同条第一号中「第十四條第一号イ」を「第九條第一号イ」に改め、同条第二号中「第十四條第一号ロ」を「第九條第一号ロ」に改め、同条第三号中「第十四條第一号ハ」を「第九條第一号ハ」に改め、同条第四号中「第十四條第一号ニ」を「第九條第一号ニ」に改め、同条第五号中「第十四條第一号ホ」を「第九條第一号ホ」に改め、同条第六号及び第七号中「第十四條第二号」を「第九條第二号」に改める。
第十章の章名中「猶予」を「猶予等」に改め、同章を第十一章とする。

第九章を第十章とする。
第四十六條第一項中「様式第六十一の二」を「様式第六十一の六」に改める。
第四十六條の二を削る。

第四十六條の三第一項中「第三百三十一條第三項」の下に「同法第二百十條の五第九項(同法第二百十條の五第九項)において準用する場合を含む。」又は「を、第二百二十六條第三項」の下に「同法第二百十條の五第九項(同法第二百十條の五第九項)において準用する場合を含む。」又は「を、」及び「」の下に「同法第二百二十六條」を、「」の下に「同法第二百十條の五第九項(同法第二百十條の五第九項)において準用する場合を含む。」又は「を、」を加え、同条を第四十六條の二とする。

第五十條の十四中「特許庁長官」の下に「又は審判長」を加える。
第五十條の十六中「この章」の下に「及び第四十五條の三から第四十五條の五まで」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四十六條第一項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審」と、それ以外の審判」とあるのは「それ以外の審判の確定審決に対する再審又は確定した特許法第十四條第二項の取消決定に対する再審」と読み替えるものとする。
第八章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

第八章 特許異議の申立て
(特許異議申立書の様式)

第四十五條の二 特許法第百十五條第一項の特許異議申立書は、様式第六十一の二により作成しなければならない。

(意見書等の様式)
第四十五條の三 特許法第百二十條の五第一項又は第六項の意見書は、様式第六十一の三により作成しなければならない。

2 特許法第百二十條の五第二項の訂正の請求書は、様式第六十一の四により作成しなければならない。
3 特許法第百二十條の五第五項の意見書は、様式第六十一の五により作成しなければならない。
(一群の請求項)

第四十五條の四 特許法第百二十條の五第四項の経済産業省令で定める関係は、次の各号に掲げるものとする。
一 一の請求項の記載を引用する他の請求項の記載を、さらにこれらの請求項以外の請求項が引用する、又は引用することを繰り返す関係
二 一の請求項の記載を複数の請求項が引用する関係
三 複数の請求項(訂正審判又は特許法第百二十條の五第二項若しくは同法第百三十四條の二第一項の訂正の請求がされるものに限る)の記載をその他の請求項が引用する関係
四 一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係又は前三号の関係のうちいずれか一又は複数の関係が、当該関係に含まれる請求項を介して他の一又は複数の関係と一体として特許請求の範囲の全部又は一部を形成するように連関している関係
(審査の規定の準用)

第四十五條の五 第二十四條、第二十四條の四及び第二十五條の規定は、特許法第百二十條の五第二項の訂正の請求に準用する。

第四十五條の六 第四十六條第二項、第四十六條の二、第四十七條第三項、第四十八條、第四十八條の二、第四十九條から第五十條の二の二まで、第五十條の四、第五十條の五、第五十條の六、第五十條の七、第五十條の八、第五十條の十から第五十條の十三まで及び第五十七條から第六十五條までの規定は、特許異議の申立ての審理及び決定に準用する。この場合において、第五十條第五項、第五十八條の二第一項及び第三項、第五十八條の十七第二項、第六十條第五項及び第六項並びに第六十一條の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについて提出する」と、第五十條の二、第五十七條の三第二項、第五十八條第二項及び第六十二條第一項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。

様式第三の備考5中「あひだ」の下に、「特許異議」を加え、同様式の備考6中「欄」の下に「特許異議に採風中のものについては「異議○○○○○○○○○○」のように特許異議の略記」を加える。

様式第五中「特許庁長官」を「特許庁長官(特許庁審判長)」に改め、同様式の備考1中「欄」の下に、「特許異議に採風中のものについては「異議○○○○○○○○○○」のように特許異議の略記」を加える。

様式第六、第七及び第八中「特許庁長官」を「特許庁長官(特許庁審判長)」に改める。

様式第十中「特許庁長官」を「特許庁長官(特許庁審判長)」に改め、同様式の備考1中「欄」の下に、「特許異議に採風中のものについては「異議○○○○○○○○○○」のように特許異議の略記」を加える。

様式第十二中「特許庁長官」を「特許庁長官(特許庁審判長)」に改める。

様式第十三の備考6、備考7及び備考8中「特許法第17條の4」を「特許法第17條の5」に改める。